

鹿屋市市民交流センター 営利基準判別

営利団体	利用者	例
	1 事業者	株式会社、合名会社、合同会社、合資会社、有限会社 等
	2 士業事務所	弁護士、司法書士、行政書士、公認会計士、税理士、弁理士 等
	3 個人事業主	※確定申告を行う必要がある活動 教室、私塾、施術業、法律系事務所、建築系事務所、芸術関係、商店、美容関係、コンサルタント、インターネットショップ 等
	4 スクール・教室・塾 等	ダンススクール、語学教室、学習塾、お稽古事、ピアノ教室 等

非営利団体	利用者	例
	1 行政機関(官公庁)・公社	地方公共団体、国公立学校、国公立病院、警察署、消防署、税務署 等
	2 特殊法人	NTTグループ、日本郵政、JT、JRグループ、NEXCO 等
	3 学校法人	私立学校の設置を目的として設立される法人
	4 公益法人・社団法人・財団法人	商工会議所、青年会議所、交通安全協会 等
	5 医療法人	医療法人の名がつく医療施設、介護老人保健施設
	6 社会福祉法人	老人ホーム、デイサービスの会社 等 (社会福祉事業を行うことを目的として設立、許可された法人)
	7 NPO法人・NGO	特定非営利活動団体、非政府組織 等
	8 社会奉仕団体	ライオンズクラブ、ロータリークラブ 等
	9 宗教法人	宗教法人として許可されている法人
	10 事業組合	農業協同組合、信用協同組合、労働組合 等
	11 士業・専門職の集まりで 対外的な活動を行う団体	弁護士会、税理士会 等
	12 政治団体	設立の届出が行われている政治団体
	13 市民団体	社会教育関係団体・非営利で社会貢献活動や慈善事業を行う市民団体や任意団体、ボランティア団体 等
14 個人、一般の方	※確定申告を行う必要がない活動 個人、自主学習グループ、同好会 等	

【注意事項】

※非営利団体が入場料、受講料、テキスト代、参加費等を徴収する場合は、営利利用として取り扱う。

※上記基準により営利と判断される団体等の利用であっても、地域貢献を目的とした無料催事は非営利利用とする。